

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の増大と、持続的な成長を目指すため、株主とその他のステークホルダー(お客様、従業員、消費者、取引先、地域社会等)に対する責任を誠実に果たすことが必要であると考えております。また、その実現のためには、内部統制システム及びリスク管理体制の徹底を図ること、株主、投資家への正確かつ迅速なディスクロージャーに努め、透明で質の高い経営の実現に取り組むことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境づくり、招集通知の英訳】

当社は、現在インターネットによる議決権行使を採用しておりますが、海外投資家比率の低さやコスト等を鑑み、招集通知の英訳を行っておりません。今後、株主数及び株主構成の変化を踏まえ、必要に応じて対応を検討してまいります。

【補充原則2-3-1(サステナビリティをめぐる課題への対応)】

【補充原則3-1-3(サステナビリティについての取組み)】

【補充原則4-2-2(サステナビリティを巡る取り組みについての基本方針)】

当社は、企業の継続性のほか、社会及び環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、適切に対処するよう努めております。

活動の一例として、350種類以上の有害物質の排除を対象とした製品の開発、また、同時にそれに携わる人や工場、環境にも配慮し、SDGsとトレーサビリティにも注目した商品も手掛けております。また、全店規模での不要衣料の為の回収ボックスの設置し、これら回収した洋服から、再び服を作るサーキュラーエコミーの活動、同じく回収した衣料からバイオジェット燃料を製造するプロジェクトへの参加などが挙げられます。

店舗廻りでは、昨年プラスチック製のショッパーを廃止し、全て紙製のショッパーに変更しました。また、これを機に、ノベルティーとしてアフリカ産(エチオピア)エコバッグを2万枚生産し、これを配布する活動を行い、「マイバッグ運動」を社内外に広く浸透させるなどの活動に取り組んでまいりました。

また、本年(2021年)ファッション・繊維企業で共同創設された「ジャパンサステナブルファッションアライアンス」に加入し、サステナブルなファッション産業構築に向けて課題や解決策を議論していく中で、特に「適量生産・適量購入・循環利用によるファッションロスゼロ」と「2050年カーボンニュートラル」を目指す課題にも積極的に取り組んでまいります。今後はこれらを活動における基本方針を策定し、適宜開示してまいります。

【補充原則2-4-1(中核人材の登用等における多様性の確保)】

当社は、社内に多様な視点や価値観が存在することが会社の持続的な成長に資するとの認識に立ち、ダイバーシティの推進に努めております。今後、多様性の確保に関する考え方、測定可能な目標及びその状況の開示に向けた検討を進めてまいります。

【補充原則3-1-2(情報開示の充実)】

当社では、英訳での情報の開示・提供については現状の当社株主構成とその効果を勘案し行っておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて検討を進めます。

【補充原則4-1-2(中期経営計画)】

当社は、創業以来の「お客様最優先」の経営理念のもと、「Enjoy Fashion! Enjoy Life!」をテーマに掲げ、「ファッションアパレル専門店をコアとしたライフスタイル提案企業」として独自のポジショニングにおいて、日本を代表するファッション専門店となることを目指しております。これらを踏まえた、社内における経営計画は策定しておりますが、市場環境や事業環境に不確実な要素があることから、現時点において公表・開示はいたしておりません。一方で、単年度の業績予想及びその達成状況については、決算短信並びに半期ごとの決算説明会にて、証券アナリスト、機関投資家、メディア向けに説明いたしております。

【補充原則4-1-3(後継者計画)】

最高経営責任者(CEO)等の後継者育成は経営戦略上の重要課題であると認識しておりますが、現在のところ明文化した後継者計画は作成しておりません。後継者につきましては、代表取締役が人格・見識・経験・能力等を総合的に勘案した上で、適任と認められる者の中から候補者を選定し、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けて、取締役会にて決定しています。

【原則4-2、補充原則4-2-1(取締役会の役割・責務、経営陣の報酬に関するインセンティブ付け)】

業務遂行の実施責任を担う執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しており、取締役会等への提案は随時受け付ける機会を設けています。取締役会はそれらに対して独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、取締役会等で承認された提案内容の実行は、担当取締役等が中心となり、その実行責任を担っております。

また、取締役報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定し、個々の取締役の報酬額は取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に基づき取締役会の授權により取締役社長が決定しております。

当社は、客観性・透明性を高める観点から、取締役・監査役の指名・報酬等の重要な項目については、独立社外取締役が過半数を構成する任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を受けて決定する仕組みとしております。中長期にわたる継続的な成長に向けた、取締役へのインセンティブ付与に関する施策については引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11-1(取締役会機能発揮と多様性の確保)】

当社の取締役会の構成人員は8名(うち独立社外取締役2名)で、知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されており、独立社外取締役2名は他社での経営経験を有しております。今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模が最適となるよう努めてまいります。スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、今後検討してまいります。

【原則5-2-1(経営戦略や経営計画の策定・公表)】

当社では、事業内容や経営戦略、経営方針等について有価証券報告書に記載しておりますが、【補充原則4-1-2】に記載のとおり今般の経営環境を踏まえ中期経営計画は開示しておりません。現在、中期計画や事業ポートフォリオ等の見直しについて取締役会で協議・検討を重ねております。今後、中期計画等策定でき次第、速やかに開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4(政策保有株式)】

当社は、投資目的以外で業務提携、取引の維持・強化等の目的で政策保有株式として上場株式を保有しております。

また、政策保有株式として上場株式を保有する場合、取引関係、事業における協力関係などを考慮し、中長期的な観点から当社の経営に資するかを確認したうえで、そのリスクも含めた資本コストとの比較検証により、毎年、取締役会が保有・縮減の判断をいたします。なお、政策保有株式に係る議決権は、議案の内容を個別に検討し、当社及び投資先企業双方の企業価値の向上に資するか否かを判断して行使します。

【原則1-7(関連当事者間の取引)】

当社は、取締役及び主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合は、「取締役会規程」に基づき、取締役会で承認する手続きを行っております。また、年度末には取締役と監査役から関連当事者取引に関する確認書面を徴収し、当社の利益を害する関連当事者取引がない旨の証跡としています。

【原則2-6(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)】

当社には、企業年金基金制度はありません。

なお、従業員への福利厚生制度の一環として、選択制確定拠出年金制度を導入しています。

【原則3-1(情報開示の充実)】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社経営理念や経営戦略につきましては、当社ウェブサイト(アドレス <https://online.taka-q.jp>)に開示しております。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレート・ガバナンス報告書に開示しています。

(3)役員報酬の決定方針・手続

取締役報酬は、株主総会の決議により取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定し、個々の取締役の報酬額は取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けて、取締役会の授權により取締役社長が決定しております。

(4)役員選解任方針・手続

取締役・監査役候補の指名は、ジェンダーや国際性等の多様性も勘案のうえ、経営の適正かつ迅速な意思決定と業務執行の監督を行うことができるよう、役割分担に応じた経験、知識、能力を有した者を指名する方針としております。指名に際しては、取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けて、取締役会にて取締役候補者を決定しています。監査役については監査役会の同意も得て決定しています。社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、指名しております。

(5)取締役の選解任理由

取締役・監査役候補者の個々の指名理由を株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1(経営陣に対する委任の範囲)】

取締役会で法令・定款・取締役会規程に定められた事項を議論し、経営の大きな方向性を意思決定しております。経営理念、経営基本方針、資本政策、年度経営計画等に関して取締役会では積極的に議論した上で意思決定を行っており、意思決定した事項の具体的な執行については、代表取締役及び業務執行取締役に委任し、取締役会はその執行状況を監督しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しています。

【補充原則4-3-2、4-3-3(CEO等の指名)】

CEO等の指名に際しては、取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会が客観性・適時性ある審議を経たのちに、取締役会へ答申することとしております。取締役会は、答申を受けたうえで、CEO等の指名を行うこととしております。

【原則4-7、4-10、補充原則4-10-1(任意の諮問委員会)】

当社は取締役の指名や報酬に関する評価・決定プロセスの透明化並びに客観化によって、統治機能の更なる強化を図るため、過半数を独立社外取締役で構成する、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の決議に適切に関与する体制としております。

【原則4-8(独立社外取締役の有効な活用)】

当社では、独立社外取締役を2名選任しており、独立した中立の立場から、取締役会において付議される決議事項及び報告事項を事前に検討したうえで、積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び取締役の業務執行に反映されております。また、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の構成員として全体の過半数を占め、企業統治の透明性・客観性を確保する体制としております。

【原則4-9(独立社外取締役の独立性基準及び資質)】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を独立社外取締役候補者に選任しております。

【原則4-11、補充原則4-11-1(取締役会の構成)】

当社の取締役会は、「本報告書第 1章1.基本的な考え方 原則3-1(4)」に記載の方針に基づき、定款で定める取締役11名以内、監査役は3

名以上の員数で構成し、実効性ある議論を行うにあたり適正な規模、また、知識、経験、能力等のバランスを配慮し、多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。

【補充原則4 - 11 - 2 (取締役の他社兼任状況)】

株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等を通じて役員の兼任状況を毎年開示しております。取締役は当社の事業活動を理解し、取締役会に出席し、その準備を行うために必要な時間を確保することが求められることから、兼職については合理的範囲に留めています。

【補充原則4 - 11 - 3 (取締役会の実効性自己評価)】

当社取締役会は、取締役会の実効性について、毎年自己評価を行いその結果を取締役に提出することとしており、本年3月に全取締役及び監査役に対し、全20問からなるアンケートを配付し、その回答を基に4月28日開催の取締役会において、取締役会の実効性についての分析・評価を行いました。

評価を通じて、当社取締役会は概ね適切に機能しており、実効性が確保されていることを確認いたしました。主に取締役会の運営、議題及びその内容等から前回よりも評価が向上する一方で、取締役会の構成、支える体制等、更なる改善点も認識しており、今後に向けた課題としております。

今後、当社取締役会では本実効性評価を踏まえ、議題について十分な検討を行ったうえで迅速に対応し、取締役会の機能向上に向けた取組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 (取締役、監査役のトレーニング方針)】

当社では、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、取締役及び監査役の知識や能力の向上を図っています。また、取締役、監査役に対しては、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナーへの参加を推奨するとともに、これらにより生じる費用は、社内規程に従い当社が負担しています。また、社外取締役、社外監査役には、就任時に、当社グループの事業、財務、組織を含めた概況に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、当社店舗及び事業所への視察など、当社グループの理解を深めるための施策を実施しています。

【原則5 - 1 (株主との建設的な対話に関する方針)】

当社は、持続的な成長と企業価値向上のため株主との建設的な対話に努めています。

- (1)株主との対話は人事総務部が担当し、常務取締役管理本部長が統括しています。
- (2)経営企画部、人事総務部が、日常的に連携を図り株主との対話に対応しています。
- (3)IR担当部署である経営企画部では、投資家、マスコミからの電話取材や個別面談を積極的に受け入れております。また、証券アナリスト・機関投資家、メディア向けに半期ごとの決算説明会を開催し、代表取締役社長、常務取締役が説明を行っております。
- (4)投資家、メディアからの電話取材や個別面談の予定、結果については、取締役会や経営幹部会へフィードバックしています。
- (5)また、投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わるテーマを対話の軸とすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

【原則5 - 2 (経営戦略や経営計画の策定・公表)】

現在、中期経営計画の公表・開示はいたしておりませんが、単年度の業績予想及びその根拠となる具体的な施策、業績予想の達成状況等につきましては「本報告書 第1章 基本的な考え方 原則5 - 1 (3)」に記載のとおり実施しております。

また、株主への配当による利益還元については、業績及び戦略的な投資方針等を総合的に勘案した上で、安定的に每期実施していくことを基本方針としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	8,098,000	33.23
株式会社エムツウ	2,500,000	10.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	916,600	3.76
タカキュー取引先持株会	662,218	2.71
一般財団法人高久国際奨学財団	250,000	1.02
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口5)	244,700	1.00
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	239,200	0.98
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口6)	208,000	0.85
株式会社SBI証券	200,316	0.82
マネックス証券株式会社	168,458	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西田 宣正	他の会社の出身者											
稲田 将人	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西田 宣正		2016年6月まで株式会社オリエントコーポレーションの代表取締役会長兼会長執行役員であり、2020年6月まで同社の特別顧問でありました。 同社と当社との間には提携クレジットカードの発行等の取引関係がありますが、直近事業年度における当該取引額は、当社売上高の2.3%であり、独立性に与える影響はないと判断しております。 また、2005年まで株式会社みずほ銀行で常務執行役員を務めていました。	企業経営等に豊富な経験、実績、見識を有し、当社の持続的な企業価値向上に向けて、経営の迅速・果敢な意思決定への貢献ができると判断しており、取引所の定める独立性基準に適合することから、一般の株主との利益相反の生じるおそれはないものと考えられるため。
稲田 将人		2016年5月19日独立役員(現任)	複数の企業の役員、事業責任者など幅広い経験を有し、また経営コンサルタントとしての豊富な経験と見識による専門的見地から職務を適切に遂行することができると判断しており、取引所の定める独立性基準に適合することから、一般の株主との利益相反の生じるおそれはないものと考えられるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

任意の諮問機関である、指名・報酬諮問委員会の員数は3名以上とし、うち過半数を社外取締役が構成することといたしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、常勤監査役を中心に会計監査人と連携、顧問弁護士等各種専門家の助言のもと、業務執行の適法性、妥当性を監査しております。会計監査人につきましては、監査役会に対して監査計画を説明し、期末及び第2四半期決算時は監査内容・監査実施状況・監査結果の報告を行っております。

内部監査部門については、コンプライアンス部を設置しており、常勤監査役が連携を取りながら、業務が法令、定款及び各種社内規程に従って適切かつ有効に運用されているかを調査し、取締役会に報告するとともに適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上に努めております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
寺西 昭	弁護士													
大井 順三	他の会社の出身者													
川原 仁志	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

寺西 昭	2010年3月17日独立役員(現任)	法律専門家の視点から業務執行の適法性、妥当性等の経営監視機能を担っており、取引所の定める独立性基準に適合することから、一般の株主との利益相反の生じるおそれがないものと考えられるため。
大井 順三	2000年まで株式会社みずほ銀行で支店長を歴任していました。 2016年5月19日独立役員(現任)	金融機関等において要職を歴任し、専門的な知識、豊富な経験に基づく助言により監査体制強化が期待できると判断しており、取引所の定める独立性基準に適合することから、一般の株主との利益相反の生じるおそれはないものと考えられるため。
川原 仁志	-	公認会計士の資格を有し、その専門的な知識を一層の適正な監査の実現の為に活かすことで、職務を遂行できるものと判断しているため。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

今後一層の業績向上のためにはインセンティブを加味することも検討課題としております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

・報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
 ・取締役及び監査役に支払った報酬等の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。なお、使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含まれておりません。
 取締役(社外取締役を除く)
 報酬等の総額 53,626千円
 対象となる役員の員数 8名
 監査役(社外監査役を除く)
 報酬等の総額 10,101千円
 対象となる役員の員数 1名
 社外役員

報酬等の総額 15,540千円
対象となる役員の員数 4名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は1989年5月25日開催の第40回定時株主総会決議に基づく年額400百万円以内、監査役の報酬等は1989年5月25日開催の第40回定時株主総会決議に基づく年額50百万円以内を限度とし、取締役においては取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき取締役会の授権により取締役社長が決定しており、監査役については、監査役の協議により決定しております。

なお、2020年2月期より取締役の指名・報酬の決定にあたっては、その評価・決定プロセスの透明化並びに客観化によって、統治機能の更なる強化を図るため、過半数を独立社外取締役で構成する、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において審議し、その答申に基づき、取締役会において決議するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の招集等の情報伝達窓口は、経営企画部が担当しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
白井一秀	特別顧問	長年に渡り当社の経営に携わった経験・知見を活かし、後進の育成及び経営その他事項への助言を行っております。	非常勤	2014/05/15	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

取締役会は社内取締役6名及び社外取締役2名で構成され、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また重要な執行方針や運営状況を議論・共有する会議体として、取締役に加えて各部門長も出席する情報連絡会を原則月1回開催しております。

(2) 監査役会

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役3名で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っております。また内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めております。

(3) 指名・報酬諮問委員会

任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会は、代表取締役社長と社外取締役で構成され(うち過半数が独立社外取締役)、取締役の選任・解任方針、取締役の報酬に関する評価・決定プロセスの透明化並びに客観化によって統治機能の強化を図り、取締役会の運営に適切に関与する体制としております。

(4) 責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 内部監査

内部監査については、コンプライアンス部を設置しております。コンプライアンス部は、内部監査規程に基づいて組織及び制度監査、経営能率監査、会計に関する監査を中心に、これらを定期もしくは臨時に実施し、取締役会への結果報告、被監査部門への勧告を行っております。また、金融商品取引法が上場会社に対し財務報告に係る内部統制報告書の提出を求めていることから、コンプライアンス部ではこの報告を適切に行うための内部統制の整備・運用状況の評価に重点を置いて取り組んでおります。

(6) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部を事務局とし、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役、及び当社の顧問弁護士等で構成され、独占禁止法や下請法等の法令遵守、公正・透明・適正な取引の整備、不正の抑制及び労働問題等の把握に努め、問題を審議し、結果を取締役会に報告することとしております。

(7) 会計監査人

会計監査人の状況につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しており、必要に応じて適宜監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。2021年2月期末において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は大竹貴也、齋藤映の2名であり、ともに有限責任監査法人トーマツに所属しております。また会計監査業務に係る補助者は、有限責任監査法人トーマツの監査計画に基づき、公認会計士4名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速な意思決定によるスピード経営、事業規模及びこれらに対する監査機能の適正性等を総合的に判断し、監査役制度を採用し、取締役会及び監査役会により業務執行の監督及び監査を行っております。取締役会は社内取締役6名及び社外取締役2名で構成され、社外取締役により会社運営上の重要事項について幅広い見識や知見を取り入れることができる体制となっております。また独立役員の選任により、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で適切な判断が行われる体制も整っております。なお、取締役の指名・報酬に関する評価・決定プロセスについて、一層の透明化と客観化が重要であると判断し、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	4月30日発送
集中日を回避した株主総会の設定	5月21日株主総会開催
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2003年5月開催の第54回定時株主総会から、インターネットによる議決権の行使が可能となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページIR情報に掲載 https://online.taka-q.jp	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(第2四半期、期末決算発表日)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、業績推移、適時開示資料等 https://online.taka-q.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、『お客様最優先』の企業理念のもと、グループすべての役員及び従業員が、それぞれの事業活動において遵守すべき基本的な事項を定め、社会から信頼される企業となることを目指し、「企業行動規範」及び「行動基準」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングセンター周辺の清掃活動実施 ・福祉施設への商品寄付 ・LED照明の導入(温室効果ガスの削減) ・インターンシップ受け入れ ・障がい者雇用を積極的に行い、法定雇用率を平成27年に達成し、板橋区から表彰 ・オリジナルブランドスーツにおいて、裏地にはリサイクルの再生ポリエステルを使用し、ボタンには従来廃棄されていた天然の椰子の実を使用するなど、環境に配慮した商品企画の実施 ・板橋区のスポーツ振興(フリースタイルフットボール)に協賛 ・衣類回収・再生プロジェクトに参加し、店舗を衣類回収の拠点として活用し、原料への再生に協力

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムは、業務の適法性と効率性を確保するための経営管理システムであり、インフラと管理手続きの整備をし、総合的に機能することが必要と考えます。また内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる諸規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス部において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人教育等を行う。

これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について、使用人が情報提供を行う手段として、内部通報制度を活用する。

更に、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、また不当な要求は断固として拒絶する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下文書等という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危機(財務、法務、環境、災害等のリスク)に関しそれぞれ担当する部署にて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営企画部が行うものとする。

新たに発生したリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。各取締役は、その目標達成のための各部門の具体的目標及び会社の権限・意思決定ルールに基づく効率的な施策を定める。取締役会は、各部門の担当取締役から、その目標及び施策の進捗状況を報告させ、改善を促すことで全社的な業務の効率化を図るものとする。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社毎の事業に関して、責任を負う取締役を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与、本社経営企画部はこれらを横断的に推進し管理する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、コンプライアンス部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。

なお、報告者が監査役に当該報告したこと等を理由として不利益な取扱いをしないこととする。
8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役は、定期的な意見交換会を設けるものとする。

監査役会は、コンプライアンス部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、特に専門性の高い法務・会計事項については、その専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

なお、監査役が職務の遂行について生ずる費用または債務は、会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 1.」に記載のとおりであります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 情報取り纏め窓口及び情報開示関係者

当社は、社内各部署からの決定事実、発生事実及び月次売上高前年比情報等に関する情報は経営企画部、決算に関する情報等は経理部において取り纏め、開示の必要性についての判断を次の者が協議の上、決定いたしております。

情報開示関係者
 代表取締役社長
 管理本部長
 経営企画部長
 経理部長

なお、情報取扱責任者を管理本部長と定め、会社情報について一元管理しております。

2. 情報開示基準

会社法、金融商品取引法等関連諸法令、証券取引所の定める「上有価証券の発行者の適時開示に関する規則」に従っております。

3. 情報開示についての報告、承認

開示資料等の作成は、決定事実、発生事実に関しては経営企画部が担当、決算に関する情報等の開示資料に関しては経理部が担当し、情報開示関係者が取締役会で報告し、承認を受けた会社情報について、速やかに開示を行います。

月次売上高前年比情報に関しては経営企画部で作成し、情報取扱責任者、代表取締役社長の承認のもと、速やかに開示を行います。

4. 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従いTDnetで公開し、また当社のホームページにおいても開示を行っております。

5. その他

開示の検討にあたっては、情報内容の必要に応じて監査法人及び外部専門機関への相談を行っております。

